特殊詐欺被害防止対策について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：政策企画部危機管理室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項 |
| １　大阪府における特殊詐欺被害の現状・特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等と言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のこと（大阪府警察ホームページ）。・大阪府の令和６年度の被害総額は、過去最多（60.8億円）となり、被害者のうち65歳以上の高齢者の割合は71.2％であった。・全国における令和６年度の認知件数は21,043件、被害総額は718.8億円であり、大阪府は、それぞれ12.6％、8.5％を占める（認知件数は、東京都に次ぐ全国ワースト２位）。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 |
| 認知件数(件) | 1,809 | 1,107 | 1,538 | 2,064 | 2,656 | 2,644 |
| 被害総額(千円) | 2,518,472 | 2,248,060 | 2,414,409 | 3,186,145 | 3,661,403 | 6,084,574 |

２　特殊詐欺被害防止対策における府の役割・府では、府民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的として、大阪府安全なまちづくり条例を制定（直近改正令和７年３月）しており、特殊詐欺等の根絶に向けた施策の推進について規定する第19条において、府の役割を次のとおりとしている。①特殊詐欺等の被害を防止するため、特殊詐欺等の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進すること。②市町村と連携して、府民及び事業者に対し、その協働を促す上で有用な情報を公表する等、特殊詐欺等の被害の防止に必要な広報、啓発等の活動を行うこと。③府民が特殊詐欺等に加担しないよう、府民に対し、周知を図ること。３　府の特殊詐欺被害防止対策の取組について(1) 大阪府安全なまちづくり条例の改正による取組強化・令和７年２月定例府議会において、①高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止、②金融機関による通報等、③ATMでの振込上限額の設定、④プリペイド型電子マネー販売時の確認といった、事業者や府民に一定の義務を課すことを内容とする大阪府安全なまちづくり条例の一部改正案が可決承認され、８月以降順次施行されている。・改正条例の内容については、大阪府HP、ポスターやチラシの作成・配布、YouTube広告動画、SNS等を通じて周知啓発を実施。令和７年６月以降は、これらに加えて、市町村広報誌、府政だより、青色防犯パトロールカー音声等においても実施。改正条例の規制対象である金融機関や事業者に対しては、各協会・団体を通じて説明会や研修を実施。(2) 特殊詐欺対策機器購入補助事業・特殊詐欺被害者の71.2％が65歳以上の高齢者であること、特殊詐欺では、犯人側が被害者側に接触する最初の通信手段の79.0％が電話で、そのうちの74.4％が被害者の固定電話に対する架電であることから、府では、高齢者の被害防止には固定電話の自動録音や着信拒否が可能な対策機器（以下「対策機器」という。）の普及が有効であるとして、平成29年度から、市町村に対する補助事業を実施。対策機器を購入し高齢者に対して貸与を行う市町村に対して、府が購入費用の1/2以内の額を補助（上限4000円/台、令和６年度予算 13,772千円）。(3) YouTube広告事業等・令和６年度は、対策機器の利用を促す啓発動画を制作し、大阪府HPに掲載するとともに、府内に住む65歳以上の高齢者を対象に「YouTube広告動画」として配信・令和７年度は、大阪府安全なまちづくり条例の改正内容を周知する動画を制作し、配信・YouTube広告事業以外にも、府政だより、青色防犯パトロールカーでの音声放送、ラジオ放送、デジタルサイネージ、大阪府TV、大阪府HP、治安対策課X、防犯教室、防犯キャンペーン、安まち通信、各種会議など、様々な媒体を通じて特殊詐欺被害防止に必要な内容を中心とする広報啓発に取り組んでいる。(4) 府警、市町村及び事業者等との連携・府、府警、政令市、市長会、町村長会、事業者団体、府民・地域団体の代表者及び学識経験者等で構成される「大阪府安全なまちづくり推進会議」において、特殊詐欺を含む大阪府の犯罪情勢や各団体の活動状況の情報交換、意見交換、相互の連絡調整を図るとともに、コンビニ防犯対策協議会通常総会や金融機関防犯対策協議会等の各種会議や協議会を通じて連携を図り、意見交換や情報交換を行っている。４　特殊詐欺加害防止対策について・危機管理室では、高齢者に対する被害防止対策に軸足を置きつつ、府警のほか少年非行防止等の施策に関わる福祉部や教育庁と一定連携し、次の取組等を行っている。①毎年７月を「少年被害・非行防止強調月間」として、少年の被害・非行防止に向けた活動を実施②「こども110番運動」イベントや防犯キャンペーンにおいて、特殊詐欺加害防止について啓発③府警が府立都島工業高等学校と連携して制作した「詐欺・闇バイト仮想体験ツール」を、「大阪府安全なまちづくり推進会議」等で発表し、関係団体や市町村に対して活用を促している。④SNSの発信。ただし、加害防止に関するものは警察庁等の再投稿（リポスト）によるもののみで５件（令和６年４月～令和７年７月末現在）。・他方、東京都では、特殊詐欺加害防止対策に特化した取組として、20歳未満はもとより、幅広い年齢層を対象とした闇バイト防止を促す特設サイトの設置や、ターゲティング広告等を実施している。・本府の令和６年における特殊詐欺検挙人数は210人であり、20歳未満の少年の特殊詐欺検挙・補導人数は23人であることから、特殊詐欺の加担者には、20歳以上の若者が相当程度含まれていることがうかがわれる。 | 　大阪府安全なまちづくり条例第19条では、府は、府民が特殊詐欺等に加担しないよう、府民に対し、周知を図ることとされている。しかしながら、危機管理室における特殊詐欺加害防止のための周知は、加害者として犯罪に巻き込まれやすい年齢層に対して十分に啓発する取組とはなっていない。高齢者に対する特殊詐欺被害防止対策だけでなく、加害防止対策を含めた取組が総合的かつ計画的に進められなければ、特殊詐欺被害が減少に転じない懸念がある。 | 　危機管理室は、特殊詐欺被害の根絶に向けて、現行の取組に加え、幅広い年齢層を念頭に、加害防止の取組の充実について検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和７年７月30日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）